

I はじめに

1. 点検・評価の義務付けの経緯

平成18年2月の「教育基本法」の改正及び平成19年3月の中央教育審議会の答申などを踏まえ、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）が一部改正され、平成20年4月から施行されました。

「地教行法」の改正目的である『教育委員会の責任体制の明確化』の一つとして、同法第26条の規定に基づき、すべての教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行うことが義務付けられ、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされたことに伴い実施するものです。

2. 点検・評価の目的

教育委員会は、首長から独立した立場で、地域の教育に関する事務を担当する行政機関として、すべての都道府県及び市町村等に設置されている行政委員会です。

その役割は、さまざまな属性を持った複数の委員による合議制により、専門的な行政官で構成される事務局だけの判断に偏ることなく、住民のニーズを適切に反映させ（レイマン・コントロール）、中立的な意思決定を行うものとされています。

教育委員会の点検・評価の導入については「教育委員会の点検・評価に関する参考資料」（法施行準備版 平成20年3月文部科学省）に次のように記述されています。

（1）点検・評価の導入目的

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本的方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な具体的な教育行政事務を執行するものです。このため、事前に教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているかどうかについて、教育委員会自らが事後にチェックする必要性が高いものと考えられます。また、教育委員会が地域住民に対する説明責任を果たし、その活動を充実することが求められています。

これらのことから、事務の点検・評価は、教育委員会が教育長以下の事務局を含む広い意味での教育に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的としています。

3. 点検・評価の対象

本年の点検・評価の対象は、前年度である令和2年度の事業実績とします。

その対象範囲は、学校での学習指導・生徒指導に関することや社会教育に関することなど「地教

行法」第21条で『教育委員会の職務権限』として規定されている事務をはじめ、市長の権限に属する事務で委任を受け、または補助執行として行っている事務を含む本委員会が所掌するすべての事務となっていますが、「令和2年度 教育行政方針」に掲げられた重点項目に基づいた主な事務事業・施策を中心に点検・評価します。

なお、本年度も学校教育部及び社会教育部の所管事業・施策から各5事業を選定の上「点検・評価シート」を作成し、計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・今後の方針(Action)のPDCAサイクルの視点で、事務事業・施策を継続的に改善・見直しを行う評価方法を取り入れています。

《 参 考 》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

市長の権限に属する事務の北見市教育委員会への委任等に関する規則（抄）

※令和2年度末現在

（委任）

第2条 教育委員会に委任する事務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 削除
- (2) 北見市奨学金支給条例(平成18年北見市条例第196号)第7条に規定する奨学金の減額、第8条に規定する選考委員会の組織、運営及び第9条の規定により定めるもの並びに奨学金の支給並びにこれらに付随する事務
- (3) 合併前の端野町奨学資金貸付基金条例又は常呂町奨学金貸付条例の規定に基づき貸し付けられている奨学資金等に関する経過措置を定める条例(平成18年北見市条例第197号)の規定によりなおそれぞれ合併前の端野町奨学資金貸付基金条例又は常呂町奨学資金貸付条例の例によることとされるこれらの条例の規定に基づく奨学資金の支給並びにこれに付随する事務
- (4) 北見市入学準備金の貸付け及びこれに付随する事務
- (5) 北見市学校給食費の徴収及びこれに付随する事務
- (6) 北見市遠距離通学費の補助及びこれに付随する事務
- (7) 北見市肢体不自由児童等通学費の補助及びこれに付随する事務
- (8)から(10)まで 削除
- (11) 北見市私立学校等施設整備費の補助及びこれに付随する事務
- (12) 北見市私立高等学校教育振興費の補助及びこれに付随する事務
- (13) 北見市要保護及び準要保護児童生徒の就学援助費の扶助及びこれに付随する事務
- (14) 北見市スキー授業に係るリフト利用料の補助及びこれに付随する事務
- (15) 北見市スポーツ・文化等振興費の補助及びこれに付随する事務
- (16) 北見市常呂高等学校通学費の補助及びこれに付随する事務
- (17) 学校施設の使用及び開放事業に係る実費負担の徴収並びにこれに付随する事務
- (18)から(21)まで 削除
- (22) 北見モイワスポーツワールド条例(平成18年北見市条例第187号)第7条に規定する利用料金の減免、第8条に規定する還付、第14条の規定により定めるもの及び施設に係る運営管理並びにこれらに付随する事務
- (23) 北見市立体育センター等条例(平成18年北見市条例第218号)第9条に規定する利用料金の減免、第11条に規定する還付及びこれらに付随する事務
- (24) 北見市民温水プール条例(平成18年北見市条例第221号)第9条に規定する利用料金の減免、第10条に規定する還付及びこれらに付随する事務
- (25) 北見市開成ふるさと工芸館条例(平成18年北見市条例第207号)第9条に規定する利用料金の減免、第10条に規定する還付及び別表に規定する暖房又は附属設備等を利用するときの額並びにこれらに付随する事務
- (26) 削除
- (27) 北見市民ホール条例(平成18年北見市条例第208号)第11条に規定する利用料金の減免、第12条に規定する還付及び別表に規定する暖房、冷房又は附属設備等を利用するときの額並びにこれらに付随する事務
- (28) 北網圏北見文化センター条例(平成18年北見市条例第204号)第11条に規定する利用料金の減免、第12条に規定する還付及び別表第2に規定する暖房、冷房又は附属設備等を利用するときの額並びにこれらに付随する事務
- (29) 北見市公民館条例(平成18年北見市条例第202号)第8条に規定する使用料の徴収及び減免、第9条に規定する還付並びにこれらに付随する事務
- (30) 北見市端野町歴史民俗資料館条例(平成18年北見市条例第213号)第7条に規定する観覧料の徴収、第8条に規定する免除、第9条に規定する還付及びこれらに付随する事務
- (31) 北見市端野町陶芸工房条例(平成18年北見市条例第209号)第7条に規定する使用料の徴収及び減免、第8条に規定する還付額並びにこれらに付随する事務
- (32) 北見市端野町サンドーム'94条例(平成18年北見市条例第223号)第7条に規定する使用料の徴収及び減免、第8条に規定する還付並びにこれらに付随する事務

- (33) 北見市端野町屯田の杜公園条例(平成 18 年北見市条例第 225 号)第 9 条に規定する使用料等の徴収及び減免、第 10 条に規定する還付、第 15 条の規定により定めるもの及び公園施設の運営管理並びにこれらに付随する事務
- (34) 北見市端野町農業者トレーニングセンター条例(平成 18 年北見市条例第 154 号)第 7 条に規定する使用料等の徴収及び減免、第 8 条に規定する還付、第 13 条の規定により定めるもの及び施設の運営管理並びにこれらに付随する事務
- (35) 北見市端野町農業者レクリエーションセンター条例(平成 18 年北見市条例第 153 号)第 7 条に規定する使用料等の徴収及び減免、第 8 条に規定する還付、第 13 条の規定により定めるもの及び施設の運営管理並びにこれらに付随する事務
- (36) 北見市常呂町多目的研修センター条例(平成 18 年北見市条例第 147 号)第 9 条に規定する使用料等の徴収、第 10 条に規定する減免、第 11 条に規定する還付、第 16 条の規定により定めるもの及び施設の運営管理並びにこれらに付随する事務
- (37) 北見市ところ遺跡の森条例(平成 18 年北見市条例第 215 号)第 11 条に規定する観覧料の徴収、第 12 条に規定する免除、第 13 条に規定する還付及びこれらに付随する事務
- (38) 北見市常呂町健康温水プール条例(平成 18 年北見市条例第 222 号)第 8 条に規定する利用料金の減免、第 9 条に規定する還付及びこれらに付随する事務
- (39) 北見市常呂町スポーツセンター条例(平成 18 年北見市条例第 219 号)第 8 条に規定する使用料等の徴収、第 9 条に規定する減免、第 10 条に規定する還付及びこれらに付随する事務
- (40) 北見市常呂町野球場条例(平成 18 年北見市条例第 226 号)第 6 条に規定する使用料の徴収、第 7 条に規定する減免、第 8 条に規定する還付及びこれらに付随する事務
- (41) 北見市常呂町運動広場条例(平成 18 年北見市条例第 228 号)第 6 条に規定する使用料等の徴収、第 7 条に規定する減免、第 8 条に規定する還付及びこれらに付随する事務
- (42) 北見市常呂町屋内多目的競技場条例(平成 18 年北見市条例第 229 号)第 8 条に規定する使用料等の徴収、第 9 条に規定する減免、第 10 条に規定する還付及びこれらに付随する事務
- (43) 北見市常呂町カーリングホール条例(平成 18 年北見市条例第 227 号)第 7 条に規定する利用料金の減免、第 8 条に規定する還付並びにこれらに付随する事務
- (44) 削除
- (45) 北見市留辺蘂町青少年会館条例(平成 18 年北見市条例第 210 号)第 8 条に規定する使用料の徴収及び減免並びにこれらに付随する事務
- (46) 北見市留辺蘂町八方台森林公園条例(平成 18 年北見市条例第 234 号)第 8 条に規定する使用料の徴収、第 13 条及び第 25 条に規定する減免、第 14 条及び第 27 条に規定する還付並びにこれらに付随する事務
- (47) 北見市留辺蘂町体育館条例(平成 18 年北見市条例第 230 号)第 12 条に規定する利用料金の減免、第 13 条に規定する還付並びにこれらに付随する事務
- (48) 北見市留辺蘂町弓道館条例(平成 18 年北見市条例第 231 号)第 12 条に規定する利用料金の減免、第 13 条に規定する還付並びにこれらに付随する事務
- (49) 北見市留辺蘂町格技場条例(平成 18 年北見市条例第 232 号)第 9 条に規定する使用料の徴収及び減免、第 10 条に規定する還付並びにこれらに付随する事務
- (50) 北見市留辺蘂町旭運動公園総合グラウンド条例(平成 18 年北見市条例第 235 号)第 11 条に規定する利用料金の減免、第 12 条に規定する還付及びこれらに付随する事務
- (51) 北見市留辺蘂町八方台スキー場条例(平成 18 年北見市条例第 233 号)第 10 条に規定する利用料金の減免、第 11 条に規定する還付及びこれらに付随する事務
- (52) 特別支援学校児童生徒帰省費等の助成及びこれに付随する事務
- (53) 北見市民スケートリンク条例(平成 24 年北見市条例第 25 号)第 7 条に規定する使用料等の徴収及び減免、第 8 条に規定する還付並びにこれらに付随する事務
- (54) 北見市武道館条例(平成 25 年北見市条例第 11 号)第 9 条に規定する利用料金の減免、第 11 条に規定する還付及びこれらに付随する事務

(補助執行)

第 3 条 教育委員会に補助執行させる事務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 北見市職員住宅管理規則(平成 18 年北見市規則第 216 号)による貸付けのうち、学校職員に

- 係る職員住宅の貸付け、維持管理及び賃貸料の徴収並びにこれらに付随する事務
- (2) 北見市都市公園条例(平成 18 年北見市条例第 186 号。次号において「都市公園条例」という。)別表第 4 に規定する東陵公園及び旭公園の有料公園施設に係る第 20 条に規定する使用の許可、第 22 条に規定する使用料の徴収、第 23 条に規定する指定管理者の指定、第 26 条第 4 項及び第 33 条に規定する減免、第 28 条及び第 34 条に規定する還付、運営・維持管理並びにこれらに付随する事務
 - (3) 北見市都市公園公告により告示された都市公園のうち、常呂川水系緑地及び豊地公園の体育施設に係る都市公園条例第 7 条に規定する行為の許可(体育競技に係る行為に限る。)、第 23 条に規定する指定管理者の指定、運営・維持管理、並びにこれらに付随する事務
 - (4) 次に掲げる土地の貸付け及び使用料の徴収並びにこれらに付随する事務
 - ア 北見市泉町 1 丁目 22 番地 2
 - イ 北見市泉町 1 丁目 22 番地 3

4. 点検・評価(自己評価)の方法

教育委員会会議の開催状況などの教育委員会の活動状況や「令和 2 年度 教育行政方針」の各項目に係る事務事業・施策の実施状況を明らかにするとともに、課題や今後の方針などについて示し、自己点検及び評価を行いました。

5. 学識経験者の知見の活用

「地教行法」第 26 条第 2 項の規定による有識者の知見の活用については、教育委員会事務局が行った点検・評価(自己評価)の結果について、選任した学識経験者 2 人から個別に意見を聴きました。

学識経験者の選任にあたっては、本市に居住し、広い観点の知見を有する教育行政に関わりのある方としています。

【学識経験者氏名・経歴】

植 松 人 美 (うえまつ ひとみ) 氏

元北見市立光西中学校長

元北見市教育委員会学校教育部指導室長

岡 村 金 司 (おかむら きんじ) 氏

北見市 P T A 連合会 会長

《 参 考 》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。